

■市外から御園小学校に転入する場合

- (1) 伊勢市役所で転入（住民票異動）の手続きをし、「入学通知書」を発行してもらってください。
- (2) 前の学校で発行してもらった「在学証明書」、「教科書給与証明書」と(1)で発行された「入学通知書」を御園小学校にお持ちください。転入学の手続きを行います。

■御園小学校から市外の小学校に転出する場合

- (1) 転出することを担任を通じてお知らせください。学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の2通の証明書をお渡しします。
- (2) 伊勢市役所で転出（住民票異動）の手続きをし、「除籍通知書」を発行してもらってください。「除籍通知書」は御園小学校にお持ちください。
- (3) 新しく通われる学校のある市町村の窓口で転入（住民票異動）の手続きをし、「入学通知書」を発行してもらってください。
- (4) (1)でお渡しした「在学証明書」と「教科書給与証明書」と(3)で発行された「入学通知書」を新しく通われる学校にお持ちください。転入学の手続きが行われます。

■御園小学校から市内の小学校に転出する場合

- (1) 転出することを担任を通じてお知らせください。学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の2通の証明書をお渡しします。
- (2) 伊勢市役所で転居（住民票異動）の手続きをし、「除籍通知書」と「入学通知書」を発行してもらってください。「除籍通知書」は御園小学校にお持ちください。
- (3) (1)でお渡しした「在学証明書」と「教科書給与証明書」、及び(2)で発行された「入学通知書」を、新しく通われる学校にお持ちください。転入学の手続きが行われます。

■区域外就学、学区外通学

転居等により、通う学校が変更になる場合でも、ご家庭やお子さまの事情により、「区域外就学」や「学区外通学」をすることができます。ご相談ください。

「学区外通学」・・・定められた通学区域（学区）以外の市立小・中学校への通学を認める制度です。

「区域外就学」・・・市外の市町村に住民登録がある児童・生徒に対して、市立小・中学校への通学を認める制度です。